

第101回定時株主総会の招集に際しての その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■事業報告

- ・財産及び損益の状況の推移
- ・主要な事業内容
- ・主要な営業所及び工場
- ・使用人の状況
- ・主要な借入先及び借入額
- ・会社役員の状況（責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約の内容の概要等、社外役員に関する事項）
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

■連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

■計算書類

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

■監査報告

- ・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
- ・計算書類に係る会計監査人の監査報告
- ・監査等委員会の監査報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

DM三井製糖株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

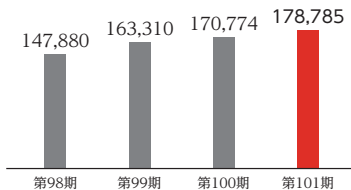
I 企業集団の現況

1. 財産及び損益の状況の推移

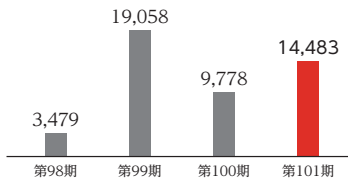
(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第98期 (2021.4.1~2022.3.31)	第99期 (2022.4.1~2023.3.31)	第100期 (2023.4.1~2024.3.31)	第101期 (当連結会計年度) (2024.4.1~2025.3.31)
売上高 (百万円)	147,880	163,310	170,774	178,785
経常利益 (百万円)	3,479	19,058	9,778	14,483
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	3,657	7,911	8,445	6,295
1株当たり当期純利益 (円)	112.94	245.16	261.72	195.06
総資産 (百万円)	189,497	196,123	191,428	202,196
純資産 (百万円)	109,926	112,578	117,340	119,341

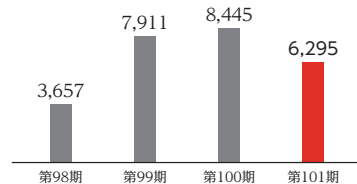
■ 売上高 (単位: 百万円)



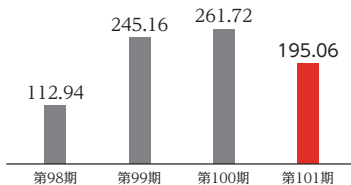
■ 経常利益 (単位: 百万円)



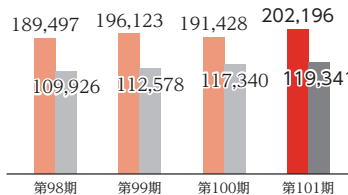
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位: 円)



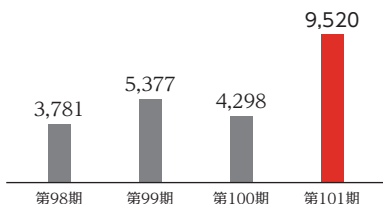
■ 総資産/純資産 (単位: 百万円)
■ 総資産 ■ 純資産



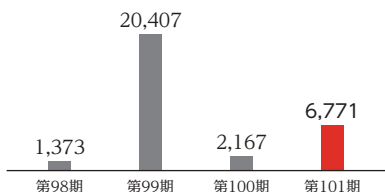
(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第98期 (2021.4.1~2022.3.31)	第99期 (2022.4.1~2023.3.31)	第100期 (2023.4.1~2024.3.31)	第101期(当期) (2024.4.1~2025.3.31)
売 上 高 (百万円)	3,781	5,377	4,298	9,520
経 常 利 益 (百万円)	1,373	20,407	2,167	6,771
当 期 純 利 益 (百万円)	1,631	14,920	1,623	6,306
1 株当たり当期純利益 (円)	50.37	462.34	50.32	195.40
総 資 産 (百万円)	83,528	95,457	91,650	105,196
純 資 産 (百万円)	45,032	58,026	54,861	56,843

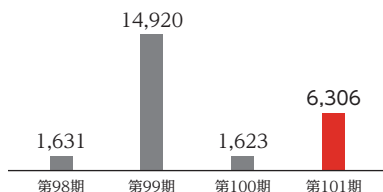
■ 売上高 (単位：百万円)



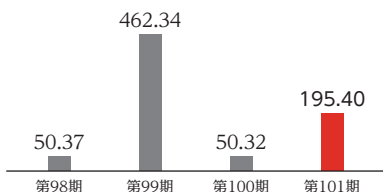
■ 経常利益 (単位：百万円)



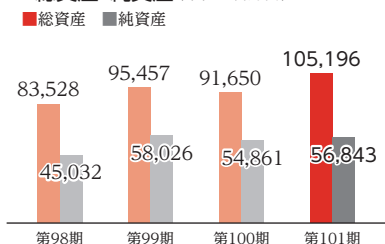
■ 当期純利益 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産/純資産 (単位：百万円)



2. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、砂糖、食品素材及び栄養療法食品等の製造・販売と不動産の賃貸等を主な事業としております。事業別の主要製品等は、以下のとおりであります。

事業内容	主要製品等
砂糖事業	原料糖、精製糖、ビート糖、液糖、加工糖、機能性甘味料（「パラチノース」「パラチニット」）、さとうきび抽出物、調味料、キヌア
ライフ・エネルギー事業	食品保存料、食品香料、食品用天然色素、寒天、カラギーナン、栄養療法食品、嚥下障害対応食品
不動産事業	土地・店舗・倉庫・オフィス・住宅の賃貸業、太陽光発電による電気の供給・販売業

（注）当社グループは、当連結会計年度において実施した事業管理区分の見直しに伴い、従来ライフ・エネルギー事業に区分していた機能性甘味料等の機能性商材を砂糖事業に移管いたしました。

3. 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

(1) 当社

本 社 東京都港区芝五丁目26番16号

(2) 子会社

DM三井製糖(株)	本社	東京都港区
	営業所	本社営業部（東京都港区）、関西営業部（大阪市中心区）、九州営業部（福岡市博多区）
	工場	千葉工場（千葉県市原市）、神戸工場（神戸市東灘区）、福岡工場（福岡市東区）

（注） 1. 2025年4月1日付で、当社はDM三井製糖(株)を吸収合併いたしました。また、同日付で、当社は商号をDM三井製糖(株)に変更しております。

2. その他の子会社については、第101回（2025年3月期）定時株主総会議案・事業報告等の「I. 企業集団の現況 4. 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

4. 使用人の状況（2025年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
砂糖事業	1,009 (132) 名	35名増 (56名増)
ライフ・エナジー事業	382 (31) 名	23名増 (1名減)
不動産事業	7 (－) 名	－ (－)
全社（共通）	127 (－) 名	5名増 (－)
合 計	1,525 (163) 名	63名増 (55名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、パート及び季節工は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属している者であります。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
52名 (－)	12名増 (－)	45.35歳	17.61年

- (注) 使用人数は就業人員であり、パート及び季節工は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

5. 主要な借入先及び借入額（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
	百万円
農 林 中 央 金 庫	6,441
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,364
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,973
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,503
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,425

Ⅱ 会社の現況

1. 会社役員の状況（2025年3月31日現在）

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会社法上の子会社の役員を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を填補することを目的とする保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 松澤修一氏は、三井物産株式会社の理事食料本部長補佐であり、当社と同社との間には同社が当社の議決権の26.6%を所有する資本関係があります。また、同社は当社の重要な子会社であるDM三井製糖株式会社との間に営業取引があります。なお、当社及びDM三井製糖株式会社は、2025年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、DM三井製糖株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。
- ・取締役 長崎剛氏は、三菱商事株式会社の食料本部製粉製糖部長であり、当社と同社との間には同社が当社の議決権の20.1%を所有する資本関係があります。また、同社は当社の重要な子会社であるDM三井製糖株式会社との間に営業取引があります。なお、当社及びDM三井製糖株式会社は、2025年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、DM三井製糖株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。
- ・取締役 川村雄介氏は、一般社団法人グローカル政策研究所の代表理事であります、当社と同法人との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 曾我辺美保子氏は、曾我辺公認会計士事務所の代表であります、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 千原真衣子氏は、弁護士法人片岡総合法律事務所のパートナー弁護士であります、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 玉井裕人氏は、日本精蠟株式会社の社外取締役であります、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 松澤修一氏は、フィード・ワン株式会社の社外取締役でありましたが、2024年6月21日付で退任いたしました。当社と同社との間には特別な関係はありません。また、同氏は、かどや製油株式会社の社外監査役であります、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 長崎剛氏は、日東富士製粉株式会社の取締役であります、当社と同社との間には特別な関係はありません。

- ・取締役 川村雄介氏は、キヤノン株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。また、同氏は、株式会社商工組合中央金庫の社外取締役（監査等委員）であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 曾我辺美保子氏は、株式会社電通グループの社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 千原真衣子氏は、ビジョナル株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。また、同氏は、東京センチュリー株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

- ・取締役 玉井裕人氏は、取締役会14回の全てに出席いたしました。また、ガバナンス委員会委員として6回の委員会全てに出席いたしました。経営者としての企業経営に関する豊富な経験と知見を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役 松澤修一氏は、取締役会14回の全てに出席いたしました。出身分野での豊富な経験と高い識見を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役 長崎剛氏は、取締役会14回の全てに出席いたしました。出身分野での豊富な経験と高い識見を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役 川村雄介氏は、取締役会14回及び監査等委員会19回の全てに出席いたしました。また、ガバナンス委員会委員として6回の委員会全てに出席いたしました。資本市場業務での豊富な経験と高い識見を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、監査等委員として、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役 曾我辺美保子氏は、取締役会14回及び監査等委員会19回の全てに出席いたしました。また、ガバナンス委員会委員として6回の委員会全てに、サステナビリティ委員会委員として4回の委員会全てに出席いたしました。公認会計士として会計及び税務に関する高い見識を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、監査等委員として、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役 千原真衣子氏は、取締役会14回及び監査等委員会19回の全てに出席いたしました。また、ガバナンス委員会委員として6回の委員会全てに、サステナビリティ委員会委員として4回の委員会全てに出席いたしました。弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、監査等委員として、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

2. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 98百万円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の
財産上の利益の合計額 119百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

4. 当社における非監査業務はありません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制システム）の取締役会決議の内容及びその運用状況の概要は、以下の通りであります。

(1) 「当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」

- ① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすために、取締役は率先垂範し自ら実効ある体制を作るとともに、企業理念、行動指針および行動基準を定め、全職員に遵守させる。
- ② チーフ・コンプライアンス・オフィサー（ＣＣＯ）を置くとともに、内部統制委員会および法務・コンプライアンスグループを設置し、コンプライアンス体制の推進と充実を図る。
- ③ コンプライアンスに関する研修や資料の配布などを通じ、役職員のコンプライアンスに対する知識・理解を深め、コンプライアンスを尊重する社風を醸成する。
- ④ 「DM三井製糖ホールディングスコーポレート・ガバナンスおよび内部統制原則」を定め、コーポレート・ガバナンス機能の一層の充実と内部統制体制の確立を図る。
- ⑤ 代表取締役直轄の内部監査担当部門は、内部監査規程に基づき業務執行状況の監査、検証および報告を行う。

【上記の運用状況】

当社は、内部統制委員会にコンプライアンス・プログラムの制定、運用等の機能を設置し、ＣＣＯを責任者とするコンプライアンス体制を構築しております。そして、当社の役職員の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすために、社内研修や資料の配布など各種プログラムを通じたコンプライアンス意識の強化を継続的に実施しております。また、当社は、企業倫理ヘルプライン運用規程により企業コンプライアンスに関する相談通報システムを設け、当社の役職員が相談及び通報を行うことができる体制を整備しております。

当社は、DM三井製糖ホールディングスコーポレート・ガバナンスおよび内部統制原則を制定し、コーポレート・ガバナンス状況についてコーポレート・ガバナンス報告書で公表しております。また、当社の内部監査室は事業会社の内部監査室との一体運営を行っており、内部監査規程に基づき、有効性の高い体制を整備しております。

(2) 「当社の取締役、監査等委員および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」

当社の取締役の職務の執行並びに重要な意思決定に係わる情報については、文書保管保存規程に基づき、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存管理し、必要に応じて、取締役および監査等委員が閲覧できる体制を整える。

【上記の運用状況】

当社は、意思決定過程を適切に検証できるよう、株主総会、取締役会及び経営会議等の重要な会議体の議事録を速やかに作成し、保管しております。また、文書保管保存規程に基づく情報管理を徹底し、重要な意思決定に係わる情報については、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存管理し、必要に応じて、取締役及び監査等委員が閲覧できる体制を整えております。

(3) 「当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- ① リスク管理については、各事業部門において各種規程を整備し日常の業務遂行に関するリスクの管理を行うとともに、リスク管理担当部門がリスク管理規則に従い、評価、管理体制の構築、および指示を行う。
- ② 災害、事故、その他重大なリスクに対する緊急対応体制については、該当担当部署が対策マニュアルの整備および初期対応を行い、必要に応じて危機管理対策本部を設置し関係部門の統制を図る。

【上記の運用状況】

当社は、リスク管理規則及び危機管理対応ガイドラインに従い、法務・コンプライアンスグループが事務局として全社的なリスク管理の統括・管理を行っております。また、必要に応じて担当執行役員より、取締役会又は経営会議等で経営陣への報告を行っております。

特に、当社は、DM三井グループにおける労働災害の撲滅を目標に、社外労働安全衛生専門家による現場確認・指導などを通じ、DM三井グループ全体として労働安全衛生対策の拡充・安全文化の醸成を進めております。

(4) 「当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- ① 職務権限・社内意思決定ルールについては、稟議規則、職務権限規程、職務分掌規程他別途定める社内規則に基づき適正かつ効率的に職務が執行される体制を整える。
- ② 執行役員制の採用により、権限と責任を明確化し、意思決定の迅速化を図るとともに、職務遂行の効率性と有効性を向上させる。
- ③ 中期経営計画および単年度事業計画を定め、業績目標を明確化する。

【上記の運用状況】

当社は、社内規則等に則り、個別の職務執行を執行役員に委譲することで、経営・監督と職務執行機能を分離し、意思決定の迅速化を図っております。

当社は、役員分担表により各執行役員の担当業務を明確化し、中期経営計画及び単年度事業計画に従い重要案件を中心に、取締役会又は経営会議等で、担当執行役員より執行状況が報告・討議される体制を整備しております。

(5) 「当社の子会社の取締役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の報告に関する体制および当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- ① 事業会社管理規程において、事業会社およびその子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務づける。
- ② 事業会社およびその子会社のリスク管理については、事業会社管理規程の定めにより、迅速かつ適切に対処し重要事項の指示・情報伝達を行うとともにリスクの把握・管理を行う。

(6) 「当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- ① 当社は、中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度のグループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。

(7) 「その他、会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

- ① 当社のコンプライアンス体制の構築を図り、コンプライアンス教育および研修を通じコンプライアンスの意識を強化するとともに事業会社のコンプライアンス体制の整備について

指導する。

- ② 当社並びに事業会社の業務遂行に関しては、それぞれにおける社内諸規則および業務手順書の更新により業務の適正を確保する。
- ③ 内部監査担当部門は、事業会社およびその子会社を含めた業務全般に関する監査、検証および提言を行い、業務の妥当性と有効性を確保する。
- ④ 当社グループは財務報告の適正性と信頼性の確保のための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を評価し改善を推進する。

【上記の(5)から(7)の運用状況】

当社は、事業会社及びその子会社等から、業務執行状況、財務状況その他経営に関する重要事項に関し、取締役会又は経営会議等で定期的な報告を受けるなど、事業会社管理規程又は関連会社管理規程に基づき、適切に事業会社及びその子会社等の管理をしております。また、必要に応じて担当執行役員及び事業会社の主管本部より、取締役会又は経営会議等で経営陣への報告を行っております。

当社は、事業会社及びその子会社に対して、当社の体制に準じたコンプライアンス体制及び内部統制体制を整備するよう要請し、行動規範やコンプライアンス浸透の為の活動状況の調査及びモニタリングを実施しております。

- (8) 「監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」
 - ① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないが、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置き、当該使用人は監査等委員が指示した業務については監査等委員の指揮命令にのみ従う。
 - ② 当該使用人の任命、評価および異動などにおいて監査等委員会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
 - ③ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務することがある。
- (9) 「当社の取締役および使用人が当社の監査等委員に報告をするための体制、およびその他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」
 - ① 取締役会、その他重要な会議において、取締役および使用人は随時担当業務の報告を行う。
 - ② 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議などの重要な会議に出席することができる。
 - ③ 監査等委員会には稟議書他社内の重要書類が回付される。
 - ④ 監査等委員は、代表取締役との定期的な会合、取締役および執行役員との定期的レビューを実施する他、監査等委員会は会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士、内部監査担当部門および子会社監査役等と連携を図る。
 - ⑤ 役職員は監査等委員会監査等基準を理解し、監査等委員会監査の実効性を確保する。
- (10) 「当社の子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制」
 - ① 当社グループの役職員は、当社の監査等委員会または選定監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ② 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社、事業会社または事業会社の子会社

に著しい損害をおよぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。

- (11)「前2項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」

- ① 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

- (12)「当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」

- ① 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

【上記(8)から(12)の運用状況】

当社は、監査等委員会の補助使用人として監査等委員会室を設置し、担当執行役員に加え監査等委員会の監査の職務を補助する使用人を3名配置しており、うち1名を専任者とする事で、他の取締役からの独立性を確保しております。

当社の監査等委員は、会社に重大な影響を及ぼす恐れのある問題が発生した場合、DM三井製糖ホールディングスコーポレート・ガバナンスおよび内部統制原則に従い、担当部署責任者より速やかに報告を受けます。また、取締役会、ガバナンス委員会、サステナビリティ委員会等への出席、代表取締役、CFO、独立社外取締役との定期的な面談、グループ会社の往査、会計監査人、内部監査室との定例会議、事業会社の監査役との定例連絡会等における情報共有、意見交換等を通じて、情報収集を行っております。なお、グループ会社の往査は独立社外取締役と連携して実施しております。また、常勤の監査等委員は、経営会議及び内部統制委員会等に出席し適宜意見を述べております。

当社では、監査等委員の職務執行のため必要な予算を確保するとともに、監査等委員の職務の執行に係る費用を負担しております。

- (13)「反社会的勢力の排除に向けた体制の整備」

- ① 当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応することを行動基準に定める。
- ② 当社グループは、反社会的勢力からの不当な要求に対して、担当部署を置き、研修活動を行うなど体制の整備に努め、警察などの機関、弁護士と連携し、情報の収集、対策を行う。

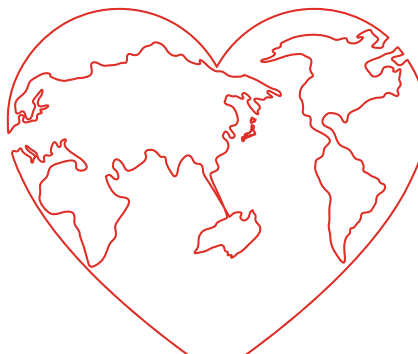
【上記の運用状況】

当社グループでは、行動基準並びにDM三井製糖ホールディングスコーポレート・ガバナンスおよび内部統制原則に従い、反社会的勢力の排除を全役職員に徹底しており、事業会社の不当要求防止責任者が、当社を管轄する地区における警視庁管内特殊暴力防止対策協議会の部会に出席するなど、情報収集及び対策を行っております。

[ご参考]
サステナビリティに関する取り組み(2025年3月31日時点)

サステナビリティ

幸せの 때가 広がる未来にずっと貢献できる企業グループを目指し、皆さまの「幸せの ちからになる」ために、事業をつうじて、地球や社会、人々が抱えるさまざまな課題の解決を図りながら、新たな価値を生み出し、持続可能な社会の実現に貢献します。



基本的な考え方

サステナビリティ基本方針

5つの「寄り添い」で持続可能な社会の実現を目指す

私たちDM三井グループは、事業の源である自然への感謝を忘れずに、その恵みをさまざまな姿かたちで広く社会に届けます。

企業を取り巻く地球環境や社会の課題に真摯に向き合い、5つの「寄り添い」をつうじて、その解決を図りながら新たな価値を生み出します。

そして、現在と未来の笑顔にずっと貢献できる企業として、皆さまの「幸せの ちからになる」存在を目指します。

推進体制

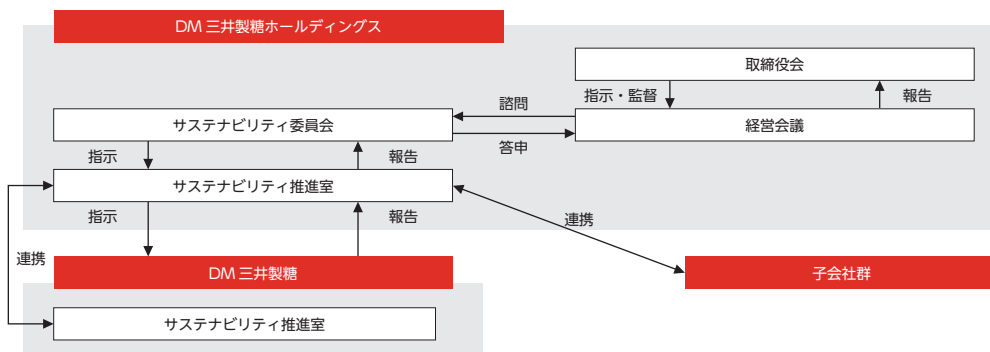
DM三井グループでは、気候変動問題・人権問題など、サステナビリティに関する課題への対応が、リスクの低減かつ企業の成長にもつながる重要な経営課題の一つだと認識し、サステナビリティ経営推進体制を構築し

ています。

DM三井製糖ホールディングスでは、経営会議の諮問機関としてサステナビリティ委員会を設置し、定期的（年4回）に開催しています。代表取締役社長を委員長とし、委員長が任命する取締役、主要な事業会社であるDM三井製糖（株）の執行役員、外部有識者で構成され、以下の経営課題への取り組みに関し、経営会議の諮問に応じて審議検討する役割を担っています。

- グループ推進体制及び運営方針作成
- DM三井グループとしてのサステナビリティに関する基本方針および活動テーマ等の方針策定
- 気候変動に関するリスク及び機会に関する方針策定
- 気候変動を含むサステナビリティに関する重要課題のKPI設定
- 進捗状況のモニタリング

サステナビリティ委員会で審議・検討された内容は経営会議に答申され、経営会議や取締役会でさらに検討・審議を重ねており、その結果を受けて、サステナビリティ推進室がDM三井グループ各社の推進担当部署と連携し、取り組みを推進しています。



サステナビリティ基本方針

5つの「寄り添い」

環境に寄り添う

気候変動・水資源問題への取り組み、
廃棄物の削減をとおして環境改善に貢献します。



人に寄り添う

労働安全衛生を強化し、ダイバーシティ&
インクルージョン（人財の多様性と包摂性）への
配慮をつうじて、人権が尊重される
社会の実現に貢献します。



幸せの時に寄り添う

「適糖生活®」を広げ、食の基盤づくりを
とおして皆さまの幸せな未来に貢献します。



健康に寄り添う

食品安全の徹底とともに、健康寿命の延伸、
栄養ニーズの充実、美味しさの革新をとおして、
皆さまの健やかな生活に貢献します。



地域社会に寄り添う

産業の振興をとおして、地域社会の維持・発展に貢献します。



5つの「寄り添い」で持続可能な社会の実現を目指す

和菓子縁日開催【地域社会に寄り添う】

全国の和菓子の販売を通じて地域社会に貢献することを目的に、東京三田本社前庭にて「和菓子縁日」を開催いたしました。「カリスマ和菓子パイヤー」である㈱高島屋の畑主税氏と㈱榮太樓總本舗様の多大なご協力のもと、北は北海道から南は沖縄まで日本全国選りすぐりの和菓子が三田本社に集まりました。2024年2月から開始したこの取り組みは、毎回長蛇の列となり今や話題のイベントに成長しました。



男性社員育児休業取得推進のための料理教室開催【人に寄り添う】

男性育児休業取得推進施策の一環として料理研究家のコウケンテツさんを講師に迎え、DM三井製糖㈱男性社員とご家族参加の「男性の子育てや家事参加の促進」イベントを開催いたしました。

第一部の料理教室でコウさんから料理を学びました。第二部は家事分担についての座談会を行い、日々料理することの大変さや家事分担事情と向き合いながら、各家庭の家事のあり方を振り返るよい時間となりました。（2025年3月1日開催）



国際女性デー 特別トークセッション実施【人に寄り添う】

国際女性デーに合わせて、DM三井製糖㈱で活躍する女性管理職社員をパネリストに迎え、社員向けのトークセッションを実施いたしました。「私のライフキャリア」をテーマに、パネリストがどのようなライフステージを経て、どのようなキャリアを歩んできたのか、ライフとキャリアの両方の視点からお話いただきました。国際女性デーにちなんだ企画でしたが、性別に関わらず多くの社員から関心を集め、終了後には「自分のライフキャリアを考えるきっかけになった」「勇気づけられた」といった声が多数寄せられました。（2025年3月10日開催）



※トークセッション実施日（2025年3月10日）時点の役職を記載



執行役員CHRO
人事・DX戦略グループ（人事）担当
信田 一栄



執行役員
監査等委員会室長
坂野 みゆき



DM三井製糖㈱
事業推進本部事業統括部長
高橋 靖子

市原市八幡小学校における食育授業

適量・適切な糖質摂取の重要性を啓発することを目的とした「適糖生活[®]」浸透に向け、千葉県市原市八幡小学校にて食育授業を実施いたしました。「調味のさしすせそ」「砂糖の種類」「『五大栄養素』と砂糖の働き」などの5つのテーマについてとりあげ、クイズやサトウキビとの触れ合いを交えて楽しく授業を進めました。

今後も「適糖生活[®]」の考え方を広めるとともに、身近な「砂糖」についても知ってもらえるよう、このような活動を行って参ります。（2025年1月29日開催）



連結株主資本等変動計算書

(自2024年 4 月 1 日)
(至2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	7,083	8,583	92,719	△724	107,660
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△4,377		△4,377
親会社株主に帰属する当期純利益			6,295		6,295
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		0			0
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減		△176			△176
そ の 他				16	16
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△176	1,918	16	1,758
当 期 末 残 高	7,083	8,407	94,638	△708	109,419

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定 額 調 整	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	904	△63	2,853	808	4,504	5,175	117,340
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△4,377
親会社株主に帰属する当期純利益							6,295
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							0
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減							△176
そ の 他							16
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△0	90	866	△265	690	△448	242
連結会計年度中の変動額合計	△0	90	866	△265	690	△448	2,000
当 期 末 残 高	903	27	3,720	543	5,195	4,726	119,341

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 20社

連結子会社の名称

DM三井製糖(株)、北海道糖業(株)、スプーンシュガー(株)、生和糖業(株)、
(株)平野屋、SIS'88 Pte Ltd、Asian Blending Pte Ltd、
SIS MIDDLE EAST INVESTMENT L.L.C、
Asian Blending LIMITED LIABILITY COMPANY、
(株)タイショーテクノス、ニュートリー(株)、(株)YOUR MEAL、
日糖産業(株)、ダイヤモンドマーケットクリエーション(株)、関門製糖(株)、
ナカトラ不動産(株)、鳳氷糖(株)、石垣島製糖(株)、明糖倉庫(株)、
(株)ディーツーモンドシュガー・カンパニー

なお、当社は2025年4月1日を効力発生日として、当社の連結子会社であるDM三井製糖(株)を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、また商号をDM三井製糖(株)に変更いたしました。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

(株)ホクセキ他

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 10社

主要な会社等の名称

南西糖業(株)、Kaset Phol Sugar Ltd.、中糧糖業遼寧有限公司、
新東日本製糖(株)、関西製糖(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

会社等の名称

(非連結子会社) (株)ホクセキ他

(関連会社) (株)村上商店他

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、生和糖業(株)(6月30日)、石垣島製糖(株)(6月30日)、SIS'88 Pte Ltd(12月31日)、Asian Blending Pte Ltd(12月31日)、SIS MIDDLE EAST INVESTMENT L.L.C(12月31日)、Asian Blending LIMITED LIABILITY COMPANY(12月31日)、鳳氷糖(株)(1月31日)を除き、連結決算日と一致しております。SIS'88 Pte Ltd、Asian Blending Pte Ltd、SIS MIDDLE EAST INVESTMENT L.L.C、Asian Blending LIMITED LIABILITY COMPANY、鳳氷糖(株)については、決算日現在の計算書類を基礎とし、また、生和糖業(株)、石垣島製糖(株)については、12月31日で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた生和糖業(株)、石垣島製糖(株)、SIS'88 Pte Ltd、Asian Blending Pte Ltd、SIS MIDDLE EAST INVESTMENT L.L.C、Asian Blending LIMITED LIABILITY COMPANY、鳳氷糖(株)との重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

原則として、時価法

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法によっております。なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 4～10年

②リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

④役員株式給付引当金

株式報酬制度に基づく取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、当連結会計年度末における発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

なお、一部の連結子会社は簡便法を採用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 商品又は製品の販売に係る収益は、砂糖事業セグメントにおいて、主に上白糖やグラニュー糖等の精製糖製商品や、スティックシュガー等の加工糖製商品の卸売又は製造等による販売により生じております。また、ライフ・エナジー事業セグメントにおいて、主に食品添加物、栄養療法食品、嚥下障害対応食品、その他食品等の卸売又は製造等による販売により生じております。連結計算書類における収益の大半は、砂糖事業セグメントにおいて生じております。

砂糖事業セグメントにおいて、当社は、顧客との販売契約に基づいて、精製糖製商品や加工糖製商品を指定期日までに顧客へ引き渡す履行義務を負っております。顧客との販売契約における履行義務は当該製商品の指定期日までの引き渡しであることから、当該製商品の引き渡し時点が履行義務を充足する時点と判断しております。なお、顧客との販売契約に定められた条件により所有権が当該製商

品の引き渡し完了時に顧客に移転すること等から、当該製商品を引き渡す一時点において、顧客が当該製商品に対する支配を獲得するものと評価しております。

ライフ・エナジー事業セグメントにおいて、当社は、顧客との販売契約に基づいて、食品添加物、栄養療法食品、嚥下障害対応食品、その他食品等を指定期日までに顧客へ引き渡し履行義務を負っております。顧客との販売契約における履行義務は当該製商品の指定期日までの引き渡しであることから、当該製商品の引き渡し時点が履行義務を充足する時点と判断しております。なお、顧客との販売契約に定められた条件により所有権が当該製商品の引き渡し完了時に顧客に移転すること等から、当該製商品を引き渡す一時点において、顧客が当該製商品に対する支配を獲得するものと評価しております。

砂糖事業セグメント及びライフ・エナジー事業セグメントにおいて、通常の支払期限は、顧客との個別契約に基づきますが、概ね履行義務の充足時点から1か月以内となっており、市場慣行に整合した期限となっていること等から、顧客との契約は重要な金融要素を含まないと判断しております。

また、収益は顧客との契約において約束した対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。このうち、値引き・割戻しについては、概ね確定金額となっておりますが、一部のみ契約条件で定められた料率もしくは単価と販売数量に基づき金額を計算し、見積計上しております。なお、契約で定められた値引き・割戻しの金額の計算方法は、期間内の販売数量に料率もしくは単価を乗じる形式であるため、見積計上額は概ね実績計上額と一致いたします。

ロ、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

②重要なヘッジ会計の方法

イ、ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約は振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。

ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約取引

商品スワップ

商品先物取引

(ヘッジ対象)

外貨建予定取引及び外貨建金銭債務

商品予定取引

商品予定取引

ハ、ヘッジ方針

為替予約取引につきましては為替変動リスクを減少させるため、輸出入取引に係る販売計画をベースとして必要な範囲で為替変動リスクをヘッジしております。

商品スワップ及び商品先物取引につきましては商品相場変動リスクを減少させるため、販売計画等をベースとして必要な範囲で商品相場変動リスクをヘッジしております。

ニ、ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引につきましては同一通貨、同一金額に対してであり、商品スワップ及び商品先物取引につきましては同一商品、同一時期に対してであるため、ヘッジの効果が確保されているものとみております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、8～15年間の定額法で均等償却しております。ただし、金額に重要性がない場合には発生年度に全額償却しております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

当社グループの連結計算書類の作成にあたり、重要な会計上の見積りの内容は次の通りです。

（SIS投資にかかるのれん及び無形固定資産）

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 3,271百万円

無形固定資産（商標権等） 2,320百万円

（2）会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社の連結子会社であるSIS' 88 Pte Ltd、及び同社連結子会社であるAsian Blending Pte Ltdへの投資を2018年10月に行っており、のれん及び無形固定資産は当該取得により発生したものであります。

SIS' 88 Pte Ltd、及び同社連結子会社であるAsian Blending Pte Ltdへの投資にかかるのれん及び無形固定資産の計上における重要な仮定は、主としてSIS' 88 Pte Ltd、及び同社連結子会社であるAsian Blending Pte Ltdの売上の増加であります。SIS' 88 Pte Ltdの主要市場であるシンガポールにおけるマーケットシェア確保、及び中東での市場成長とマーケットシェア拡大、Asian Blending Pte Ltdの主要市場であるアジアでのマーケットシェア拡大により、売上高増加の主要因である販売数量の増加を見込んでおります。

のれん及び無形固定資産の減損の兆候の有無については、取得時の当初事業計画と実績との比較及び最新の事業計画に基づき、超過収益力の著しい低下の有無を検討しております。

のれん及び無形固定資産の減損の兆候が認められた場合、最新の事業計画に基づく割引前キャッシュ・フローの見積り総額と当該事業の資産グループの帳簿価額との比較により減損損失の認識の判定を行っております。当該見積りにおいては、経営環境等の外部要因に関する情報を考慮の上、将来の販売単価、販売数量等に一定の仮定を置いております。

なお、今後経営環境等の外部要因の変化により、将来の販売単価や販売数量が計画数値よりも大幅に乖離した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

（取締役に対する業績連動型株式報酬制度）

当社は2021年5月20日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対して、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度を導入しております。

1. 取引の概要

当社が設定する信託（以下、「本信託」といいます。）に金銭を信託し、本信託において当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の取得を行い、取締役に対して、当社取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度です。なお、取締役が当該株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付帯する費用の金額を除きます。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、279百万円及び143,800株であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 115,249百万円

2. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、連帯保証を行っております。

相手先	内容	金額
Kaset Phol Sugar Ltd.	借入債務に対する連帯保証	7,355百万円
精糖工業会	事務所賃貸借契約に対する連帯保証	23百万円

（精糖工業会は3社による連帯保証、総額71百万円）

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産グループ

場所	用途	種類	減損損失
関門製糖株式会社 （福岡県北九州市門司区大里本町）	砂糖生産設備等	建物及び構築物、機械装置及び 運搬具、土地、リース資産等	3,899百万円
鳳水糖株式会社 （福岡県北九州市門司区下二十町）	砂糖生産設備等	建物及び構築物、機械装置及び 運搬具、土地、リース資産等	266百万円
日糖産業株式会社 （福岡県北九州市門司区大里本町）	包装資材生産設備等	建物及び構築物、機械装置及び 運搬具、リース資産等	110百万円

(2) 減損損失に至った経緯

福岡県北九州市門司区に所在する関門製糖(株)、鳳水糖(株)及び日糖産業(株)の建物、機械装置、土地等につきましては、各社の生産を終了する方針の決定に伴い、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の内訳

建物及び構築物	807百万円
機械装置及び運搬具	1,476百万円
工具、器具及び備品	39百万円
土地	1,801百万円
リース資産	25百万円
建設仮勘定	71百万円
無形固定資産（その他）	53百万円
合計	4,275百万円

(4) グルーピングの方法

固定資産を砂糖事業グループ、ライフ・エネルギー事業グループ及び不動産事業グループに区分し、さらに砂糖事業グループは主に工場別に区分しております。ライフ・エネルギー事業グループは主に食品添加物グループ、バイオグループ、栄養療法食品及び嚥下障害対応食品グループ、ライフスタイルサポート及び宅配弁当グループに区分しております。不動産事業グループは賃貸物件毎に区分しております。なお、遊休資産につきましては、個々の物件毎に区分しております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額としております。正味売却価額は市場価値を勘案した合理的な見積りにより評価し、使用価値は将来キャッシュ・フロー見積額を2.8%で割り引いて算定しております。

2. 事業構造改善引当金繰入額

当連結会計年度に決議された「国内砂糖事業における生産拠点再編に係る基本方針」により、2026年9月末での生産終了が決定した連結子会社で発生が見込まれる費用及び損失について、当連結会計年度末における発生見込額1,002百万円を計上しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 32,639,780株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月25日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	2,269	70.0	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年10月31日 取 締 役 会	普 通 株 式	2,107	65.0	2024年9月30日	2024年12月6日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案する予定であります。

①配当金の総額	2,107百万円
②1株当たり配当額	65.0円
③基準日	2025年3月31日
④効力発生日	2025年6月25日

なお、配当原資につきましては利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。

受取手形、売掛金、リース投資資産に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金及び社債は主に設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブはデリバティブ取引管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額14,054百万円）は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)投資有価証券	2,674	2,674	－
(2)リース投資資産 (1年内回収予定のリース投資資産含む)	8,550	7,070	△1,479
(3)社債 (1年内償還予定の社債含む)	20,000	19,885	△114
(4)長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	18,804	18,019	△785
(5)デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの デリバティブ債権 ヘッジ会計が適用されているもの デリバティブ債権	1,035 △124	1,035 △124	－ －

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	2,674	—	—	2,674
デリバティブ取引	—	910	—	910

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	—	7,070	—	7,070
社債	—	19,885	—	19,885
長期借入金	—	18,019	—	18,019

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、レベル1に分類しております。

リース投資資産

リース投資資産(1年内回収予定のリース投資資産含む)の時価については、リース受取料の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2に分類しております。

社債

社債(1年内償還予定の社債含む)の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2に分類しております。

長期借入金

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用物流倉庫等（土地を含む）を所有しております。
当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次の通りであります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
23,954百万円	△626百万円	23,327百万円	32,987百万円

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額であります。

また、賃貸等不動産に関する当連結会計年度における損益は、次の通りであります。

	連 結 損 益 計 算 書 に お け る 金 額			
	営業収益	営業原価	営業利益	その他損益
賃貸等不動産	1,114百万円	552百万円	561百万円	66百万円

(注) 当該不動産に係る費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）については、営業原価に含まれております。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社グループは、砂糖事業、ライフ・エナジー事業及び不動産事業を営んでおります。各事業の主な財又はサービスの種類は、砂糖事業は精製糖、砂糖関連商品などの製造販売、ライフ・エナジー事業は食品添加物、栄養療法食品、嚥下障害対応食品及びその他食品等の製造・仕入・販売、不動産事業は社有地の活用による不動産物件の賃貸及び太陽光による発電事業であります。

また、各事業の売上高は、顧客との契約から生じる収益として砂糖事業が151,295百万円、ライフ・エナジー事業が25,071百万円、その他の収益として不動産事業が2,418百万円であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 3,550円69銭

2. 1株当たり当期純利益 195円06銭

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において決議した、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得を実施いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするとともに、株主還元の充実並びに資本効率の向上のため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1)取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2)取得し得る株式の総数 | 1,200,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.7%） |
| (3)株式の取得価額の総額 | 4,400,000,000円（上限） |
| (4)取得日 | 2025年5月16日から2025年5月28日まで |
| (5)取得方法 | 東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付 |

3. 自己株式の取得結果

上記決議に基づき、2025年5月16日に当社普通株式1,175,000株（取得価額の総額3,842,250,000円）を取得し、当該決議に基づく自己株式の取得を終了いたしました。

(自己株式の消却)

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に関する事項を決議しました。

1. 自己株式の消却を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするとともに、株主還元の充実並びに資本効率の向上のため。

2. 消却に係る事項の内容

- | | |
|--------------|---|
| (1)消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2)消却する株式の総数 | 2025年5月15日開催の取締役会決議に基づいて取得した自己株式の全株式数
(1,200,000株（上限）) |
| (3)消却予定日 | 2025年6月2日 |

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	37,518	流 動 負 債	20,713
現 金 及 び 預 金	30,897	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	10,000
売 掛 金	311	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	200
リ ー ス 投 資 資 産	579	未 払 金	16
前 払 費 用	37	未 払 費 用	209
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	3,695	未 払 法 人 税 等	347
1 年 内 回 収 予 定 の 関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,920	前 受 金	52
そ の 他	76	預 り 金	164
固 定 資 産	67,678	関 係 会 社 預 り 金	9,592
有 形 固 定 資 産	33,556	役 員 賞 与 引 当 金	38
建 物	11,200	そ の 他	91
構 築 物	213	固 定 負 債	27,639
機 械 及 び 装 置	294	社 債	10,000
工 具 、 器 具 及 び 備 品	95	長 期 借 入 金	15,004
土 地	21,752	繰 延 税 金 負 債	1,375
無 形 固 定 資 産	5	役 員 株 式 給 付 引 当 金	55
投 資 そ の 他 の 資 産	34,115	そ の 他	1,203
投 資 有 価 証 券	605	負 債 合 計	48,353
関 係 会 社 株 式	13,213	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 出 資 金	2,741	株 主 資 本	56,733
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	9,580	資 本 金	7,083
リ ー ス 投 資 資 産	7,971	資 本 剰 余 金	9,249
そ の 他	3	資 本 準 備 金	9,248
		そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	41,109
		利 益 準 備 金	1,033
		そ の 他 利 益 剰 余 金	40,076
		価 格 変 動 準 備 金	200
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	3,073
		別 途 積 立 金	22,680
		繰 越 利 益 剰 余 金	14,122
		自 己 株 式	△708
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	110
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	110
		純 資 産 合 計	56,843
資 産 合 計	105,196	負 債 ・ 純 資 産 合 計	105,196

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 自2024年 4 月 1 日 ）
（ 至2025年 3 月31日 ）

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	9,520
売上原価	1,902
売上総利益	7,617
販売費及び一般管理費	1,607
営業利益	6,009
営業外収益	958
受取利息及び配当金	334
受取ロイヤリティ	607
その他	16
営業外費用	195
支払利息	108
社債利息	51
固定資産除却損	1
租税等調整額	19
その他	13
経常利益	6,771
税引前当期純利益	6,771
法人税、住民税及び事業税	459
法人税等調整額	6
当期純利益	6,306

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(自2024年4月1日)
(至2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
						価 格 変 動 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	7,083	9,248	0	9,249	1,033	200	3,136	22,680	12,130	39,180
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩							△62		62	－
剰 余 金 の 配 当									△4,377	△4,377
当 期 純 利 益									6,306	6,306
自 己 株 式 の 取 得										
自 己 株 式 の 処 分			0	0						
そ の 他										
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	－	－	△62	－	1,992	1,929
当 期 末 残 高	7,083	9,248	0	9,249	1,033	200	3,073	22,680	14,122	41,109

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△724	54,787	73	73	54,861
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
剰 余 金 の 配 当		△4,377			△4,377
当 期 純 利 益		6,306			6,306
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分		0			0
そ の 他	16	16			16
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			36	36	36
事業年度中の変動額合計	16	1,946	36	36	1,982
当 期 末 残 高	△708	56,733	110	110	56,843

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式 ……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

但し、不動産部門は定率法（なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 15～50年

3. 引当金の計上基準

(1) 役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員株式給付引当金……………株式交付規程に基づく役員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 収益及び費用の計上基準

① 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の主要な事業における主な履行義務は、以下の通りとなります。

- ・グループ各社の経営管理体制、事業面及び財務面に関する指導及び助言
- ・決算体制、グループ内部統制、コンプライアンス体制構築に関する指導及び助言
- ・その他のグループ経営及び事業の運営及び管理に関する指導及び助言

当該履行義務は、年間を通じた経営指導契約に定められており、その発生が一定であることから一定期間にわたり定額で収益を認識しております。通常の支払期限は、当該契約に基づき、四半期末日から1か月以内と定められていること等から、重要な金融要素は存在しないものと判断しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

収益認識に関する注記

（顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

追加情報

（取締役に対する業績連動型株式報酬制度）

当社は2021年5月20日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対して、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度を導入しております。

1. 取引の概要

当社が設定する信託（以下、「本信託」といいます。）に金銭を信託し、本信託において当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の取得を行い、取締役に対して、当社取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度です。なお、取締役が当該株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付帯する費用の金額を除きます。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、279百万円及び143,800株であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 11,801百万円

2. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入等に対し、連帯保証を行っております。

SIS'88 Pte Ltd 2,208百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期債権 309百万円

短期債務 294百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	7,464百万円
仕入高等	849百万円
営業取引以外の取引高	318百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式	360,168株
------	----------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払賞与	2百万円
未払事業税	28百万円
合併受入資産評価減	759百万円
減損損失	252百万円
その他	43百万円
小計	1,085百万円
評価性引当額	△995百万円
合計	90百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△1,414百万円
その他有価証券評価差額金	△50百万円
その他	△1百万円
計	△1,465百万円
繰延税金負債の純額	△1,375百万円

関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	D M 三井製糖(株)	東京都港区	100	精製糖並びに砂糖関連商品、機能性食品の製造販売	直接 100.0%	兼任 4人	グループ経営管理、不動産賃貸及び資産管理	経営指導料収入及び不動産賃貸料	1,847	売掛金	278
								支払業務援助料	804	未払費用	119
								資金の貸付	8,200	1年内回収予定の 関係会社 長期貸付金	820
								受取利息	63	関係会社 長期貸付金	7,380
								C M S 預り金	－	関係会社 預り金	9,258
								C M S 支払利息	17		
子会社	北海道糖業(株)	北海道札幌市	100	ビート糖の製造販売	間接 96.2%	兼任 2人	グループ経営管理及び不動産賃貸	資金の貸付	2,700	関係会社 短期貸付金	1,400
								受取利息	0	－	－
子会社	(株)タイショークロス	東京都港区	97	食品添加物等の製造販売	間接 100.0%	－	グループ経営管理及び不動産賃貸	資金の貸付	2,900	関係会社 短期貸付金	700
								受取利息	4	－	－
子会社	ニュートリー(株)	三重県四日市市	215	栄養療法食品並びに嚥下対応食品の開発及び製造販売	間接 100.0%	兼任 1人	グループ経営管理及び不動産賃貸	受取利息	27	1年内回収 予定の 関係会社 長期貸付金	1,100
								－	－	関係会社 長期貸付金	2,200
子会社	S I S ' 8 8 P t e L t d	シンガポール	5,839 千米ドル	精製糖コンシューマーパッケージ事業	間接 70.0%	－	グループ経営管理	債務保証	2,208	－	－
								保証料の受取	0	－	－
								資金の貸付	3,077	関係会社 短期貸付金	1,495
								受取利息	42		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. DM三井製糖(株)に対する経営指導料収入につきましては、業務の内容を勘案して決定しております。
2. DM三井製糖(株)に対する不動産賃貸料につきましては、市場情勢を参考に価格交渉の上で決定しております。
3. DM三井製糖(株)に対する支払業務援助料につきましては、業務の内容を勘案して決定しております。
4. DM三井製糖(株)、北海道糖業(株)、(株)タイショーテクノス、ニュートリー(株)及びSIS'88 Pte Ltdに対する貸付利率及びその他の条件につきましては、市中金利水準を参考に交渉の上で決定しております。
5. DM三井製糖(株)に対するCMS（キャッシュマネジメントシステム）による資金預託取引については、残高が随時変動するため期末残高のみを記載しております。また預金利率及びその他の条件は市場金利を勘案して決定しております。
6. SIS'88 Pte Ltdの金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。同社に対する債務保証の保証料率につきましては、保証料の市場実勢を参考に交渉の上で決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 1,760円97銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益 | 195円40銭 |

重要な後発事象に関する注記

(DM三井製糖株式会社の吸収合併)

当社は、2024年10月1日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるDM三井製糖株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結、2025年4月1日付で吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1)合併の目的

当社グループは、2021年4月1日に、三井製糖株式会社（当時）と大日本明治製糖株式会社（当時）の経営統合により持株会社体制に移行いたしました。当社の傘下となった両社は、当初より、早期に合併し人材や経営資源の集中と再配分をすべきであるとの共通認識のもと、2022年10月1日に合併、商号もDM三井製糖株式会社に改め、グループ経営を深化させてまいりました。

現在は「中期経営計画-2026 Diversify into Nutrition & Health」を掲げ、グループ全体の生産性・収益力を向上させている一方、不確実性が益々高まる事業環境下において、指揮命令系統のシンプル化、事務オペレーションの効率化及びグループシナジー創出に向けた活動の加速が必須であると認識しております。よって、中期経営計画目標達成の確度を高め、迅速な意思決定と経営統合効果を、より早期に実現できる仕組みと組織体制へ整備することが必要であると判断いたしました。

DM三井製糖株式会社を吸収合併し、経営体制を一体化することで、より効率的で収益力のある企業体へ価値向上できるよう、実効的かつ最良なガバナンス体制を構築してまいります。

(2)被合併企業の名称、事業内容及び規模

被取得企業の名称 : DM三井製糖株式会社
事業の内容 : 精製糖並びに砂糖関連商品、機能性食品の製造・販売
規模 : 2025年3月期(単体)
資本金 : 100百万円
資産 : 86,906百万円
負債 : 24,496百万円
純資産 : 62,410百万円
当期純利益 : 7,187百万円

(3)企業結合日

合併期日(効力発生日) 2025年4月1日

(4)企業結合の法的形式

当社を存続会社、DM三井製糖株式会社を消滅会社とする吸収合併方式です。

(5)合併に係る割当ての内容

当社は、DM三井製糖株式会社の発行株式の全てを保有しているため、本合併に関して、株式その他の金銭等の交付及び割当ては行いません。

(6)結合後企業の名称等

名称 : DM三井製糖株式会社(英文:Mitsui DM Sugar Co.,Ltd.)
資本金 : 7,083百万円
事業内容 : 精製糖、砂糖関連商品及び機能性食品の製造・販売並びに不動産事業

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定であります。

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に関する事項につき決議しました。

なお、概要等につきましては、連結注記表 重要な後発事象に関する注記に記載の通りです。

(自己株式の消却)

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に関する事項を決議しました。

なお、概要等につきましては、連結注記表 重要な後発事象に関する注記に記載の通りです。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

DM三井製糖株式会社
取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 丸山 友康

公認会計士 城 卓 男

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、DM三井製糖株式会社（旧会社名 DM三井製糖ホールディングス株式会社）の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DM三井製糖株式会社（旧会社名 DM三井製糖ホールディングス株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

D M 三 井 製 糖 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 丸 山 友 康
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 城 卓 男

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、DM三井製糖株式会社（旧会社名 DM三井製糖ホールディングス株式会社）の2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの2025年3月期（第101期）事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他の関係部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

DM三井製糖株式会社	監査等委員会
監査等委員(常勤)	小塚智広
監査等委員	川村雄介
監査等委員	曾我辺美保子
監査等委員	千原真衣子

(注) 監査等委員 川村雄介、曾我辺美保子及び千原真衣子の各氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上